ごみの分け方・出し方

ごみは分別して指定収集袋で

市では、ごみを指定収集袋により左表のとおり分別収集しています。地区ごとに決められた収集日の朝8時30分までにごみ集積所に出してください。

また、乾電池・体温計・温度計・蛍光灯などの有害ごみは、金物・陶磁器類の指定袋が入っている外袋か、中身が確認できる袋を使用してください。

なお、危険物を出す場合は面倒でも必ず左図のことに注意してください。

粗大ごみは、指定袋に入らない大きなものです。使用可能な木製家具や自転車は、リサイクルプラザ（☎36－1000）に連絡をお願いします。それ以外の粗大ごみは、いずみ清掃工場（☎36－1689）に申し込みをしてください。

快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課（☎20－1530）へ。

分別名	対象となるもの
燃やせるごみ（青袋）	料理くず、紙くず、木くず、葉、草、貝殻、卵の殻、紙おむつ、衣類（天然繊維のもの）、食用油（固めるか紙・布に染み込ませて）
ビニール・プラスチック類（白袋）	ビニール類、プラスチック類、ゴム類、ラップ類、革製品、発泡スチロール、合成皮革、石油製品、お菓子の袋、長靴、運動靴、スーパーなどの買い物袋
ビン・カン・ガラス（赤袋）	アルミ缶、スチール缶、洋酒びん、ジュースびん、ビールびん、一升びん、ガラス製品、板ガラス、ジャムなどのびん
金物・陶磁器類（黄袋）	スプレー缶（使いきり穴をあけて）、アイロン、トースターなどの小型家電、なべ、フライパン、やかん、茶わん、皿、アルミホイル、そのほか（ほかの分別にあてはまらないもの）
有害ごみ（黄袋が入っている外袋か中身が確認できる袋）	乾電池・体温計・温度計・蛍光灯など

面倒でも必ず行って

使い捨てライター

必ず使い切ったあと、着火部分を壊し、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ

ガソリン・灯油・シンナーなどの缶

必ず中身を空にし、水で中をゆすぐ。栓を開けたままか、上ぶたを取ってごみへ

スプレー缶（カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー）

必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」のごみ袋へ

地下水汚染対策

浄水器を設置する人に補助金を交付

飲料用として使用している井戸水から硝酸性窒素・亜硝酸性窒素またはヒ素が基準値を上回って確認される場合があります。市では、それらの物質を除去する浄水器を設置する人に対し、補助金を交付しています。

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1とします。ただし、上水道が整備されている地区の人は、補助金の交付は受けられません。

現在、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素を除去できる浄水器は、逆浸透膜方式およびイオン交換方式、ヒ素を除去できる浄水器は、逆浸透膜方式があります。

※くわしくは環境対策課（☎20－1532）へ。

6月1日から水道週間

限りある水をもっと大切に

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。

水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。

漏水にご注意を

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても水道メーター器の星型パイロットメーターや、1ℓ針が動いていたら、早急に成田市指定給水装置工事事業者に連絡して修繕してください。

水は大切に使おうね

※くわしくは市水道部業務課（☎22－0269）へ。

ペットの飼育・世話・登録など

飼い主は愛情と責任をもって

ペットも家族の一員です。愛情をもって終生飼うためにも、次の点に注意して責任をもって飼いましょう。

・ペットを飼おうとする前に、終生飼養できるか家族でよく話し合うことが大事です

・ペットの世話をよくし、鳴き声などで近所に迷惑を掛けないようにしましょう

・犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので絶対にやめましょう

・犬の散歩は引き綱をつけて、犬の動きを制御できる人が行い、排せつ物は飼い主が責任をもって始末しましょう。また、猫についても他人の敷地で排せつすることのないよう十分な注意が必要です

・ペットを捨てたり虐待したりしてはいけません。やむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫は、動物愛護センターに引き取ってもらう方法もあります

また、毎週月曜日(閉庁日を除く)の午前10時50分から11時までの10分間、同センターの巡回車が市役所に来て引き取りを行っています

・犬を飼う場合は登録(生涯一度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。また、転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしてください

ペットも家族の一員

【相談・手続きなどの窓口】

●犬の登録に関する窓口＝市環境衛生課(☎20-1531)

●咬傷事故などの届け出＝佐倉保健所成田支所(☎26-7231)

●犬・猫の引き取り＝県動物愛護センター(☎93-5711)

●ペットに関する各種相談＝(財)千葉県動物保護管理協会(☎043-221-2364)

一般国道468号首都圏中央連絡自動車道

環境影響評価方法書を縦覧

一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)の建設事業に先立ち、周辺を含めた地域の環境に及ぼす影響について検討するための、調査や予測および評価の項目や手法などを定めた環境影響評価方法書が市に送付されました。これについて、みなさんの意見を広く聴くために縦覧します。

また、この方法書に意見を述べたい人は、意見書を提出することができます。

期間＝6月3日(火)～7月2日(水)午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

場所＝県都市政策課または市都市計画課(市役所5階)

事業予定区域＝起点・大栄町吉岡付近、終点・松尾町谷津付近

主な経過地＝成田市、多古町、芝山町、横芝町

意見書の提出＝環境保全の見地から意見のある人は、書面により県都市政策課(千葉市中央区市場町1-1)へ

提出期限＝7月16日(水)

※くわしくは県都市政策課(☎043-223-3168)、または、市都市計画課(☎20-1560)へ。

消費生活モニターが決まりました

市では、消費者の実態や意見、要望などを把握するため、消費生活モニター制度を設けています。消費者の代表者であり、市民のみなさんと行政とのパイプ役である消費生活モニターは、モニター会議や研修会などを通じ、消費生活を向上させるためのお手伝いをしています。

今年度の消費生活モニター20人が決まりましたので紹介します(敬称略)。

◇安藤絹代(中台)　◇磯野徳子(玉造)　◇岩井かず子(吾妻)　◇大木道子(吾妻)　◇岡本真理(囲護台)　◇小倉孝子(上町)　◇形野悦子(中台)　◇川又桜子(上福田)　◇桐原照子(中台)　◇小池啓子(並木町)　◇斎藤恵(加良部)　◇髙橋福子(幸町)　◇武石延江(吾妻)　◇戸田和子(花崎町)　◇中村吉孝(吾妻)　◇日置久恵(橋賀台)　◇福井照代(中台)　◇前林武子(公津の杜)　◇松岡香代(郷部)　◇山下玲子(中台)

消費生活モニターのみなさん

※くわしくは商工観光課(☎20-1540)へ。

公的年金

6月支払い分から年金額が変わります

国民年金や厚生年金などの公的年金は、物価の変動に合わせて年金額を見直す「物価スライド制」になっています。

消費者物価指数は平成11年から毎年下がり、これに合わせて年金額も引き下げられるところでしたが、据え置かれてきました。

しかし、現在の厳しい社会経済情勢を受けて、平成15年4月からの年金額（6月13日支払い分から）は、平成14年の消費者物価指数の低下分0・9％のみを引き下げる改定となりました。

みなさんのご理解をお願いします。

※くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所（☎0478-54-1441）へ。

新年金額

老齢基礎年金（満額）	79万7,000円
障害基礎年金	（1級）99万6,300円 （2級）79万7,000円
遺族基礎年金（妻と子1人）	102万6,300円

成田テレビ中継局

混信障害のない放送を

毎年今ごろから8月にかけて、NHK（東京タワー受信）の総合テレビ・教育テレビの映像が、時間帯により乱れることがあります。これは、外国電波が異常に伝わるために起こる混信障害です。

「成田テレビ中継局」の電波を受信すると混信のないきれいな画面で見ることができます。成田中継局は民間放送も送信していますので、小型のUHFアンテナで次の7局が受信できます。

また、千葉テレビを受信しているところは、U-U混合器で混合します。

成田中継局のチャンネル

NHK総合　30
NHK教育　28
日本テレビ　25
TBS　23
フジテレビ　21
テレビ朝日　19
テレビ東京　17

※くわしくはNHK千葉放送局（☎0570-003434）へ。

成田テレビ中継局の電波できれいな画面を

人権擁護委員制度

気軽にご相談ください

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、「育てよう一人一人の人権意識～身近なことから人権を考えてみませんか～」を啓発重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。

市内では法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、みなさんからの人権にかかわる相談をお受けしています。

相談は無料で、秘密は堅く守られますのでどうぞ気軽にご相談ください。

※くわしくは市民相談所（☎20-1507）へ。

建築物等実態調査

ご協力をお願いします

国土交通省では、6月に「建築物等実態調査」を行います。

この調査は、建築物や住宅の建築状況などを調査し、国や県の住宅行政の基礎資料にするために毎年行われるものです。

ことしは、6月10日（火）から30日（月）まで不動ヶ岡、囲護台、本三里塚の各地区の一部に調査員が伺いますのでご協力をお願いします。

※くわしくは建築指導課（☎20-1564）へ。

調査にご協力を

6月の水道水の排水作業日程

水道部では、赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道管内の排水作業を行います。
予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますので、ご了承ください。
なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	作業時間
6月 9日（月）	並木町（大久保台・成瀬台）地区	午後10時 ～ 午前4時
6月10日（火）	並木町（上記以外）・不動ヶ岡地区	
6月11日（水）	飯田町・囲護台地区	
6月12日（木）	宗吾・江弁須地区	

※くわしくは市水道部工務課（☎22-0269）へ。

消費生活相談 Q&A

デート商法

Q 知らない男性から何度も電話で、会いたいと誘われ、会ってみることにしました。食事などをした後、宝石店に誘われて一緒に行くと、「君にはこのネックレスが似合うね。きれいだよ。」と誉められ、つい断れなくなって、ダイヤのネックレスの信販契約をしてしまいました。60回払いで支払い総額120万円の契約ですが、アルバイト収入だけでは、支払っていけません。解約できるでしょうか。

A 1回だけの誘いでなく、何回も親しげに電話で話をした後に、「君にどうしても会いたい」などと誘う**デート商法**は、販売目的を隠して相手を呼び出して、宝石や教養娯楽品など高額な商品を売りつけるのが目的の悪質商法です。

この販売方法は、契約後8日間はクーリング・オフ(無条件で契約解除)できますので、書面で契約解除通知を出しましょう。

あこがれのタレント似の男性と親しく話をし、楽しい雰囲気の中で、何かの契約を勧められても、**「契約しません！帰ります！」**と、きっぱり断って、**その場を立ち去りましょう。**遠慮なんかしない、気まずくなってもいい、という強い意志をもつことが肝心です。

一度契約すると、次々と契約させられる例が多くあります。

8日以上経過しても販売方法に問題があれば、解約できる場合もありますので、どうぞご相談ください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民（行政）相談	月～金曜日	8：30～17：00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9：00～16：00	〃	〃
法律相談(予約制) （裁判所で係争中の事件は除く）	水曜日	13：00～16：00	〃	〃
人権・行政合同相談	19日(木)	10：00～15：00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	17日(火)	10：00～12：00	〃	〃
税務相談	17日(火)	10：00～15：00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 （英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）	12日(木)・26日(木)	13：00～16：00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	21日(土)	13：00～16：00	ユアエルム1階センタープラザ	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 （来所前に要電話）	水・金曜日	10：00～16：00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111　内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111　内線2725
住宅相談(予約制) （住宅の電気に関する相談も含む）	12日(木)	10：00～12：00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 9日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10：00～16：00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10：00～15：00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	3日(火)	10：00～15：00	市役所2階201会議室	市民生活課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10：00～15：00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	5日(木)・19日(木)	9：00～12：00	〃	〃
介護相談	12日(木)	14：00～16：00	アイリス成田在宅介護支援センター（公津の杜）☎20-7301	高齢者福祉課☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	23日(月)	10：00～15：00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9：00～12：00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9：00～17：00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9：00～16：00	教育センター（市立図書館2階）	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10：00～17：00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234